

令和5年 9月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和5年9月22日 午後2時 日光市役所東庁舎第3・4会議室

出席農業委員	11名	1番 川村 耕一	2番 手塚 幸子	3番 高橋 和子	4番 福田 絹江
		5番 斎藤 敏夫	6番 加藤 英利	7番 神山 隆治	8番 増渕 勝
		9番 高橋 久美子	10番 小池 毅	11番 渡邊 悦子	
欠席農業委員	なし				
出席推進委員	19名	12番 柏木 武	13番 福田 富美男	14番 大島 一比古	15番 富田 順子
		16番 福田 正明	17番 神山 守	19番 酒主 学	20番 星野 由起夫
		21番 西巻 光次	22番 福田 浩一	23番 柴田 洋一	24番 吉原 浩之
		25番 福田 重勝	26番 福田 隆夫	27番 大島 昭吾	28番 阿久津 文枝
		29番 大貫 宣秀	30番 佐藤 修一	31番 小倉 政一	
欠席推進委員	18番 村上 隆				
傍聴人	なし				

第1	—	議事録署名人の指名
第2	—	会期の決定
第3	報告第22号	農地法第4条の規定による許可書の交付について
第4	報告第23号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
第5	報告第24号	農地法第18条（通知）について
第6	議案第62号	農地法第3条の規定による許可申請について
第7	議案第63号	農地法第5条の規定による許可申請について
第8	議案第64号	非農地証明願について
第9	議案第65号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2 （農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について

小又一美事務局長 | それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。  
本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。  
農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。  
また、推進委員の村上隆委員から欠席する旨の届出があり、推進委員につきましては、20名中19名の出席であります。  
また、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。

福田 絹江 議長 | ただ今から、令和5年9月 日光市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の議事日程について、事務局長に朗読させます。  
小又一美事務局長 | （ 議事日程を朗読 ）

福 田 絹 江 議 長	<p>日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、議長において指名をいたしたいと思っております。7番 神山隆治委員、8番 増淵勝委員を指名いたします。</p>
福 田 絹 江 議 長	<p>日程第2「会期の決定」を行います。          本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。          ( 「異議なし。」との声あり。 )          ご異議なしと認めます。          よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。          それでは、議事に入ります。          なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど、簡潔に説明をお願いします。</p>
福 田 絹 江 議 長	<p>日程第3、報告第22号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。          ( 鯉沼慶主査挙手 )</p>
鯉 沼 慶 主 査	<p>はい、鯉沼主査。          総会資料1ページをお開き下さい。          報告第22号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。          先月の4条申請は1件ございました。許可書につきましても1件交付いたしました。申請人、土地の所在等は総会資料のとおりです。          総会審議日は令和5年8月21日。許可日および指令番号につきましては、令和5年8月21日、日農委指令第4-6号で許可書を発行しております。          以上でございます。</p>
福 田 絹 江 議 長	<p>報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。          ( 「なし。」との声あり )          それでは、次に移ります。</p>
福 田 絹 江 議 長	<p>日程第4、報告第23号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。          ( 鯉沼慶主査挙手 )</p>
鯉 沼 慶 主 査	<p>はい、鯉沼主査。          総会資料2から4ページをお開き下さい。          報告第23号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。          先月の5条申請は7件ございました。許可書につきましても7件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は総会資料のとおりです。          総会審議日は令和5年8月21日。許可日および指令番号につきましては、令和5年8月21日、日農委指令第5-23号から29号で許可書を発行しております。          以上でございます。</p>
福 田 絹 江 議 長	<p>報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。          ( 「なし。」との声あり )          それでは、次に移ります。</p>

福田絹江議長 日程第5、報告第24号「農地法第18条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
（永吉和彦副主幹挙手）

永吉和彦副主幹 はい、永吉副主幹。  
報告第24号 農地法第18条（通知）について、ご説明いたします。総会資料は、5ページとなります。  
本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は1件で、市農業公社扱いの利用権の解約となります。

福田絹江議長 以上ご報告いたします。  
報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。  
（「なし。」との声あり）  
それでは、次に移ります。

福田絹江議長 日程第6、議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
今月の現地調査は、情報発信活動部会が担当しております。はじめに斎藤部会長から全体説明をお願いします。  
（斎藤敏夫農業委員挙手）

斎藤敏夫農業委員 はい、斎藤部会長。  
今月は情報発信活動部会が調査担当いたしました。今市地区10件の案件がございました。2班体制で現地調査を実施いたしました。  
第1班は、斎藤、星野由紀夫委員、福田隆夫委員が担当し、第2班は渡邊副部会長、西巻光次委員、福田絹江会長が担当しました。  
それぞれの担当は、議案第62号 3条申請1番は西巻委員、2・3・4番は星野委員、5番西巻委員、議案第63号 5条申請1番渡邊副部会長、2番は西巻委員、3・4番は福田隆夫委員、議案第64号 非農地証明願1番は渡邊副部会長、2番は境界未定のため取り下げでございます。  
以上となります。

福田絹江議長 ありがとうございます。  
それでは、番号1番について、担当委員の報告を求めます。  
（西巻光次推進委員挙手）

西巻光次推進委員 はい、西巻委員。  
わたしは総会資料6ページ、議案第62号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市板橋地内における売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。  
位置図による説明)です。  
申請地は、板橋地内、JR下野大沢駅から南東890メートルに位置した場所です。  
案内図による説明です。  
JR下野大沢駅から南へ900メートル進み、左折して180メートルの所に申請地があります。  
公図による説明です。  
申請地は5筆で、登記簿地目は山林、原野及び田、現況は田となっております。

譲受人は農地を適切に管理しています。申請地は譲受人の施設近隣で  
あります。

農地取得後は、法人利用者の皆さんが大豆そばイモ類の作付を行う予  
定です。利用権はありません。

以上のことにより、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許  
可要件をすべて満たしていると考えられます。

ご審議よろしくお願いたします  
以上です。

福田 絹江 議長 ありがとうございます。

斎藤敏夫農業委員 それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。  
( 斎藤敏夫農業委員挙手 )

福田 絹江 議長 はい、斎藤部会長。

斎藤敏夫農業委員 説明のとおり特段問題点もなく、許可相当と結論を出しました。ご審  
議お願いたします。

福田 絹江 議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

高橋久美子農業委員 ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受け  
いたします。

高橋久美子農業委員 (高橋久美子委員挙手)

高橋久美子農業委員 はい、高橋委員。

西巻光次推進委員 そばの作付をしているように見えますが、譲受人が作付けしているの  
ですか。

高橋久美子農業委員 そうです。

福田 絹江 議長 わかりました。

福田 絹江 議長 他に、何か質問があれば、お受けします。

小池毅農業委員 ( 小池毅農業委員挙手 )

小池毅農業委員 はい、小池委員。

福田 絹江 議長 売買価格が高いですが、農振地域内ではないかと思いますが、譲受人  
が農業でなくとも農地としてのやり取りであれば問題ないのでしょうか。

福田 絹江 議長 事務局お願いします。

小又一美事務局長 問題ありません。

福田 絹江 議長 他に、何か質問があれば、お受けします。

大島一比古推進委員 ( 大島一比古推進委員挙手 )

大島一比古推進委員 はい、大島委員。

福田 絹江 議長 法人は農地を購入できるのでしょうか。

小又一美事務局長 事務局お願いします。

福田 絹江 議長 農地法3条に基づき、社会福祉法人については、農地取得について規  
定がありますので、問題ありません。

福田 絹江 議長 他に、何か質問があれば、お受けします。

福田 絹江 議長 ( 「なし。」の声あり )

福田 絹江 議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の  
挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手であります。

よって、番号1番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

福田 絹江 議長 次に、番号2番、3番につきましては、関連がありますので、担当委

星野由紀夫推進委員

員の一括報告を求めます。

( 星野由紀夫推進委員挙手 )

はい、星野委員。

わたしは議案第62号の2番と3番を担当しました。

本申請は、日光市小林地内における交換による3条申請です。

譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。

位置図による説明です。

申請地は、小林地内、小林橋南交差点から北東420メートルに位置した場所です。

案内図による説明です。

小林橋南交差点から市道今市氏家線を北へ440メートル進み右折して100メートルのところに申請地があります。

公図による説明です。

申請地は1筆で、登記簿地目・現況ともに田となっております。

現地は水稲が耕作されており、きれいに管理されています。

3番の案内図による説明です。

2番の申請地から西へ約150メートル進んだ東側です。

公図による説明です。

申請地は1筆で、2番同様登記簿地目・現況ともに田となっております。

2番同様、水稲を作付けしています。

2番と3番の交換地の面積には7平方メートルの差がありますが、双方了承しています。

交換後もお互いに水稲及び露地野菜の作付を予定しています。

以上のことにより、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。

ご審議よろしくお願いたします

以上です。

福田絹江議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、一括報告願います。

( 斎藤敏夫農業委員挙手 )

はい、斎藤部会長。

斎藤敏夫農業委員

説明のとおり、田と田の交換でございます。特に問題点もなく、許可相当と考えました。ご審議お願いたします。

福田絹江議長

一括報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

( 手塚幸子農業委員挙手 )

手塚幸子農業委員

はい、手塚委員。

星野由紀夫推進委員

3番の交換地の両隣は3番の譲渡人の土地でしょうか。

手塚幸子農業委員

そのとおりです。

その交換により一緒にやりたいということで交換ということでよろしいでしょうか。

星野由紀夫推進委員

はい。

福田絹江議長

他に、何か質問があれば、お受けします。

( 「なし。」の声あり )

福田絹江議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の

挙手を求めます。  
 ( 全員挙手 )  
 全員挙手であります。  
 よって、番号2番は、原案のとおり許可とすることに決しました。  
 福田絹江議長 次に、番号3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
 ( 全員挙手 )  
 挙手全員であります。  
 よって、番号3番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

福田絹江議長 次に、番号4番について、担当委員の報告を求めます。  
 ( 星野由紀夫推進委員挙手 )  
 星野由紀夫推進委員 はい、星野委員。  
 わたしは議案第62号の4番を担当しました。  
 本申請は、日光市荊沢地内における贈与を目的とした3条申請です。  
 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。  
 位置図による説明です。  
 申請地は、荊沢地内、荊沢と芹沼に架かる大昭橋から南西290メートルに位置した場所です。  
 案内図による説明です。  
 大昭橋手前の交差点を西へ240メートル進んだところに申請地があります。  
 公図による説明です。  
 申請地は1筆で、登記簿地目は畑、現況は田となっております。  
 譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で、水稻及びきゅうり、ねぎなどを作付けしております。譲渡し人とは親族の関係で、農地取得後も同じく水稻、野菜の作付を行う予定です。  
 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。  
 ご審議よろしく願いいたします  
 以上です。

福田絹江議長 ありがとうございます。  
 それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。  
 ( 斎藤敏夫農業委員挙手 )  
 斎藤敏夫農業委員 はい、斎藤部会長。  
 説明のとおり特に問題点もなく、部会として許可相当と結論を出しました。ご審議お願いいたします。

福田絹江議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
 ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。  
 ( 「なし」の声あり。 )  
 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
 番号4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
 ( 全員挙手 )  
 挙手全員であります。  
 よって、番号4番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

福田 絹江 議長

次に、番号5番について、担当委員の報告を求めます。

( 西巻光次推進委員挙手 )

はい、西巻委員。

西巻光次推進委員

わたしは、総会資料7ページ、議案第62号の5番を担当しました。本申請は、日光市木和田島地内における売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。

位置図による説明です。

申請地は、木和田島地内、木和田島交差点から南東へ1.8キロメートルに位置した場所です。

案内図による説明です。

木和田島交差点から県道70号線を南東に1.7キロメートルほど進み、右折して300メートル進んだ先の左手に申請地があります。

公図による説明です。

申請地は1筆で、登記簿地目、現況ともに田となっております。

譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人と農作業2人の計4人で水稻を作付けしております。今回の申請地は譲受人宅の近くであり、農地取得後も水稻及び野菜の作付を行う予定です。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。

ご審議よろしく願いいたします  
以上です。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

( 斎藤敏夫農業委員挙手 )

はい、斎藤部長。

斎藤敏夫農業委員

説明のとおり特に隣接等についても問題点もなく、部会として許可相当と判断しました。ご審議お願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

( 加藤英利農業委員挙手 )

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

登記簿地目は田、現況は田であるとの説明であったが、現況では木が生えているように見えます。

西巻光次推進委員

現況で木は生えていますが、申請は田として出てきているため、調査は田として受けています。

小又一美事務局長

農地台帳上と現場の地目が異なっていますが、申請としては農地台帳の地目と一致することになるだろうということで、許可することは相当となります。

加藤英利農業委員

購入者が伐根して、本来の田にする意思があるのかということを確認したいです。

西巻光次推進委員

購入後は水稻野菜の作付をする予定とのこととです。隣接の田と所有者は親族ですので、水稻野菜を作ることを目的としています。

福田 絹江 議長

水稻野菜を作付けをするという申請です。そのように実行していただくということでしょうか。

加藤英利農業委員

その後の確認はあるのでしょうか。

小又一美事務局長

5条申請と違い、規定上では確認はありません。また、許可できない理由もないものです。

加藤英利農業委員  
福田絹江議長

福田富美男推進委員  
福田絹江議長

鯉沼慶主査

福田絹江議長  
西巻光次推進委員  
福田絹江議長

増渚勝農業委員  
鯉沼慶主査  
増渚勝農業委員  
福田絹江議長

福田絹江議長

福田絹江議長

渡邊悦子委員

わかりました。

( 福田富美男委員挙手 )

はい、福田委員。

完全に農地ではないように見受けられる。

( 鯉沼慶主査挙手 )

はい、鯉沼主査。

この申請地の周囲の土地で、何度か3条申請がされ売買されている土地です。同じ譲受人の家族で購入しています。現地にもブルーベリーが植えてあり、田として登録されていますが、おそらくブルーベリーを植えて畑としての利用の仕方になると思われます。

福田委員、ただいまの説明で大丈夫でしょうか。

現地には、ブルーベリー、柿、いちじくが植えてありました。

( 増渚委員農業委員挙手 )

はい、増渚委員。

隣接の田の所有者は申請者と同じですか。

申請者の家族が所有しています。

わかりました。

他に、何か質問があれば、お受けします。

( 「なし。」の声あり )

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手であります。

よって、番号5番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

日程第7、議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について、担当委員の報告を求めます。

( 渡邊悦子農業委員挙手 )

はい、渡邊委員。

わたしは、総会資料8ページ、議案第63号の1番を担当しました。

申請人及び申請地等は資料のとおりです。

本申請は、日光市吉沢地内において、賃貸借により駐車場を目的とした5条申請です。

位置図による説明です。申請地は吉沢地内、日光市役所から南東へ500メートルに位置します。

案内図による説明です。日光市役所から南西へ250メートル、南東へ450メートルほど進み、南側に入ったところに申請地があります。

公図による説明です。登記簿地目は山林、現況は田です。周囲の状況は、東側は田、西側は道路、南側は畑、北側は宅地です。

土地利用計画図による説明です。

現地には譲渡人、譲受人、行政書士が立ち会いました。

申請地を駐車場に利用する計画でくい打ちがしてありました。給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理し、浸透性のあるアスファルト舗装にします。盛土は50センチ程度の行う予定です。現在のフェンスを外し、土留めコンクリートを打ち、新たにフェンスを設置します。

以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われるので、ご審議の



ほどよろしくお願ひします。  
 以上です。  
 福 田 絹 江 議 長 ありがとうごさいました。  
 次に、現地調査後の検討・協議の結果について報告願ひます。  
 ( 斎藤敏夫農業委員挙手 )  
 はい、斎藤部会長。  
 斎藤敏夫農業委員 この件についても、説明があつたとおり、隣接についても問題となる  
 ところもなく、部会では許可相当との統一見解ですので、ご審議のほど、  
 よろしくお願ひいたします。  
 福 田 絹 江 議 長 ただいま、報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
 ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受け  
 いたします。  
 ( 「なし。」の声あり。 )  
 福 田 絹 江 議 長 それでは、採決に移ります。  
 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙  
 手を求めます。  
 ( 全員挙手 )  
 福 田 絹 江 議 長 挙手全員であります。  
 番号1番について、原案のとおり許可することに決しました。  
 福 田 絹 江 議 長 続きます、番号2番について、担当委員の報告を求めます。  
 ( 西巻光次推進委員挙手 )  
 はい、西巻委員。  
 西巻光次推進委員 わたしは、総会資料8ページ議案第63号2番を担当いたしました。  
 譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。  
 本申請は、日光市木和田島地内におきまして、売買により駐車場を目  
 的とした転用する5条申請です。  
 位置図による説明です。木和田島交差点から西へ100メートルに位  
 置します。  
 木和田島から西へ100メートルほど進んだところに申請地がありま  
 す。  
 公図による説明です。登記簿地目、現況ともに畑です。  
 周囲の状況は東側は宅地と畑、西側と南側は宅地、北側は道路です。  
 土地利用計画図による説明です。  
 敷地の一部が舗装されているため、始末書が提出されています。  
 現地には譲渡人、測量士、譲受人、宅地建物取引士が立ち会いまし  
 た。申請地を駐車場に利用する計画で、給排水は公共上下水道を利用  
 し、雨水は敷地内浸透します。  
 雨水は砂利敷きの敷地内浸透です。  
 以上のことから、周りにも影響がないと思われまますので、ご審議のほ  
 どよろしくお願ひいたします。  
 福 田 絹 江 議 長 ありがとうごさいました。  
 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告お願ひします。  
 ( 斎藤敏夫農業委員挙手 )  
 はい、斎藤部会長。  
 斎藤敏夫農業委員 この件については特段問題ないというので部会としては許可相当の方向  
 付けをさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひします。  
 福 田 絹 江 議 長 ありがとうごさいました。

報告並びに、現地調査後の、部会の報告も終わりました。  
 ここで、情報発信活動部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

（ 小池毅農業委員挙手 ）  
 はい、小池委員。  
 公図をもう一度見せてください。  
 （公図確認）

小池毅農業委員  
 大丈夫です。ありがとうございました。

福田絹江議長  
 他に何かありましたら、お受けいたします。  
 （ 柏木武推進委員挙手 ）

柏木武委員  
 はい、柏木委員。  
 駐車場の利用者は誰ですか。

西巻光次推進委員  
 店舗が隣接しており、店舗の駐車場になります。

福田絹江議長  
 今回の申請場所ではないため、審議対象外となります。そのため、この件については省かせていただきます。

福田絹江議長  
 他に何かありましたら、お受けいたします。  
 （ 「なし。」の声あり。 ）

福田絹江議長  
 それでは、採決に移ります。  
 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
 （ 全員挙手 ）

福田絹江議長  
 挙手全員でございます。  
 よって、番号2番について、原案のとおり許可すること決しました。

福田絹江議長  
 続きまして、番号3番について、担当委員の報告を求めます。  
 （ 福田隆夫推進委員挙手 ）

福田隆夫推進委員  
 はい、福田委員。  
 わたしは、議案63号の3番を担当しました。総会資料9ページです。  
 譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。  
 本申請は、日光市森友地内におきまして、使用貸借により長屋住宅を目的とした5条申請です。  
 申請地は森友地内、国道119号線の森友北交差点から南西へ150メートルに位置します。  
 案内図による説明。森友北交差点から東へ100メートル、南へ100メートルほど進んだところに申請地があります。  
 公図による説明。登記簿地目、現況ともに田です。  
 周囲の状況は、東側は田、西側は道路、南側は水路、北側は墓地です。  
 土地利用計画図です。  
 現地には親子関係である譲渡人、譲受人、行政書士が立ち会いました。申請地を長屋住宅に利用する計画で、くい打ちがしたりしました。2階建てアパートで6戸、駐車場10台分、給排水は公共上下水道、雨水は敷地内浸透処理します。  
 道路より低いので2～30センチ埋め戻し、ブロックフェンスで囲う計画です。一角にあるゴミステーションは土台が丸太で仮置きしたる状況です。  
 以上のことから、周りに及ぼす影響は無いと考えられます。  
 ご審議のほど、よろしく願いいたします。

福田絹江議長  
 ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。  
( 斎藤敏夫農業委員挙手 )

増 淵 勝 農 業 委 員 はい、斎藤部長  
説明のとおり、隣接についても問題ないとの部会の統一見解ですので、  
福 田 絹 江 議 長 ご審議のほど、よろしく願いいたします。  
ありがとうございました。  
報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。  
ここで、情報発信活動部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受け  
いたします。

( 加藤英利農業委員挙手 )

加 藤 英 利 農 業 委 員 はい、加藤委員。  
土地利用計画図によると雨水は敷地内浸透という説明でしたが、アス  
ファルト舗装したら雨水はどこに行くのでしょうか。今までのこうい  
った住宅では、地下層を作って貯めて染み込ませることが多かったように  
思えます。この計画図にはそれがないので、雨水がどこに行くのかわか  
りません。

福 田 絹 江 議 長 事務局お願いします。  
小 又 一 美 事 務 局 長 透水性アスファルトで全体を施工する予定と聞いています。なぜ浸透  
槽を設けないのかという点につきましては、市の都市計画法に基づく指  
導になり、1,000平方メートル以下のため指導要件に入っていない  
ため、透水性アスファルトによる施工ができるという現状です。

福 田 絹 江 議 長 ただいまの説明でご理解いただけただけでしょうか。  
加 藤 英 利 農 業 委 員 浸透性のアスファルトは時間当たりの染み込む量はどれくらいなので  
しょうか。

小 又 一 美 事 務 局 長 手元に資料がないため、調べます。  
加 藤 英 利 農 業 委 員 雨水の降水確率は50年ではなかったかと記憶しています。  
わたしが言いたいのは、雨水が道路向こうへ流れていくことになって  
しまった時に周囲に及ぼす影響はないのかを確認してきたかということ  
を聞きたいのです。ここに溜まった水が道路に流れれば、アパートは水  
浸しにならないかもしれないけれど、市道に流れた時に周囲に影響しな  
いかということ聞いています。

小 又 一 美 事 務 局 長 周囲には側溝もないように見受けられます。  
図面上ではアパート駐車場の方が若干低い状況なので影響はないと思  
われます。道路の雨水排水はありません。  
水路は南側にありますが、水路に放流する同意はとっていません。

福 田 絹 江 議 長 現地調査の際には、周囲への影響について、よく聞き取るようにして  
ください。  
この件については、雨水の対策について周囲に影響がないように施工  
してもらいたい意見書をつける方向で行きたいと思いますがよろしいです  
か。

福 田 絹 江 議 長 ( 「はい」 の声あり。 )  
他に何かありましたら、お受けいたします。

福 田 絹 江 議 長 ( 「なし。」 の声あり。 )  
それでは、採決に移ります。  
番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙  
手を求めます。

福 田 絹 江 議 長 ( 全員挙手 )  
挙手全員でございます。

よって、番号3番について、原案のとおり許可すること決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

( 福田隆夫推進委員挙手 )

はい、福田委員。

福田隆夫推進委員

わたしは総会資料9ページ議案63号の4番を担当しました。

譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。

本申請は、日光市森友地内におきまして、賃貸借により駐車場を目的とした5条申請です。

申請地は森友地内、国道119号線の下森友北交差点から東へ100メートルに位置します。

案内図による説明です。下森友北交差点から北に50メートル進み、東側に入ったところに申請地があります。

公図による説明です。申請地は3筆あり、登記簿地目は山林・田・畑、現況はすべて田です。1, 548平方メートルあります。周囲の状況は東側は畑と山林、西側は田と水路、南側は水路、北側は道路と山林です。

土地利用計画図による説明です。

現地には譲受人2名と行政書士が立ち会いました。申請地を駐車場に利用する計画で印がしてありました。駐車場のため給排水は使用しません。雨水は砂利敷きで多少埋め戻しますが、敷地内浸透処理します。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。

それでは、次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告お願いいたします。

( 斎藤敏夫農業委員挙手 )

はい、斎藤部会長。

斎藤敏夫農業委員

説明があったとおり、草が生えていますが特に駐車場利用地として現況とほとんど変わらずに利用したいとのことでした。周辺に及ぼす影響もないということで許可相当と方向付けをしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。

報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。

ここで、情報発信活動部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

( 加藤英利農業委員挙手 )

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

砂利敷きということですが、用水に流れ込むことはないのでしょうか。

福田隆夫推進委員

用水のそばには砂利を入れないとのことでした。

加藤英利農業委員

わかりました。

福田絹江議長

他に何かありましたら、お受けいたします。

( 小池毅農業委員挙手 )

はい、小池委員。

小池毅農業委員

公図に記載のある「自農地法による確定図」とは何ですか。

福田絹江議長

事務局お願いします。

( 鯉沼慶主査挙手 )

はい、鯉沼主査。

鯉沼慶主 査

おそらくですが、昭和の農地解放の頃の自作農創設特別措置法のこと  
と思われます。その時代、急を要する手続きで公図の訂正ができずに未  
確定図として備え付けたものがあるようです。公務局の公図もそうなっ  
ています。

小池毅農業委員  
福田絹江議長

わかりました。  
他に何かありましたら、お受けいたします。  
( 「なし」の声あり )

福田絹江議長

それでは、番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農  
業委員の挙手を求めます。

福田絹江議長

( 全員挙手 )  
挙手全員でございます。  
番号4番について、原案のとおり許可すること決しました。

福田絹江議長

日程第8、議案第64号「非農地証明願について」を議題とし、番号  
1番について担当委員の報告を求めます。

渡邊悦子農業委員

( 渡邊悦子農業委員挙手 )  
はい、渡邊委員。  
わたしは、総会資料は10ページ、議案64号の1番を担当しました。  
本申請は、日光市今市地内において山林として利用している案件です。  
願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。  
位置図による説明です。  
願出地は、今市地内、東武下今市駅から東へ500メートルに位置し  
た場所です。

案内図による説明です。  
森友バイパスと市道今市氏家線の交わる交差点から市道今市氏家線に  
進み、50メートルほどの左側奥に願出地があります。

公図による説明です。登記簿地目は田です。現況は山林です。  
土地利用図による説明です。

周囲の状況は、東側及び西側は青地、南側は宅地、北側は水路です。  
青地は払い下げしてあるそうです。

願出地は、昭和30年以上前から山林として利用し、現在に至ってお  
ります。

また、空中写真の添付があります。

現場には願出人、行政書士が立ち会いました。

願出地は昭和30年頃から山林として利用されており、68年以上  
経過しております。

以上、証明することに問題はないと思われますので、ご審議のほどよ  
ろしく願ひします。

福田絹江議長

ありがとうございました。  
それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、報告願ひしま  
す。

( 斎藤敏夫農業委員挙手 )

斎藤敏夫農業委員

はい。斎藤部会長。  
説明のとおり、山林として利用されている現状です。証明することに  
問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしく願ひします。

福田絹江議長

報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。  
情報発信活動部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたしま  
す。

福田絹江議長 ( 「なし。」の声あり )  
それでは、番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田絹江議長 ( 全員挙手 )  
挙手全員でございます。  
よって、番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田絹江議長 次に、番号2番については、事務局の説明を求めます。  
( 吉澤喜代子係長挙手 )  
はい、吉澤係長。

吉澤喜代子係長 総会資料10ページ、議案第64号2番につきましては、9月19日付で取り下げとなっております。  
以上です。

福田絹江議長 説明が終わりました。  
ご質問等ございましたらお受けします。

福田絹江議長 ( 「なし。」の声あり。 )  
それでは、次に移ります。

福田絹江議長 日程第9、議案第65号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
( 永吉和彦副主幹挙手 )  
はい、永吉副主幹。

永吉和彦副主幹 議案第65号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。  
本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。  
総会資料は11ページから17ページになります。  
件数は12件で、45筆で78,085平方メートルとなります。  
「設定をする者(貸人)」・「設定を受ける者(借人)」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。  
以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願います。

福田絹江議長 説明が終わりました。  
はじめに総会資料17ページの11番、12番について、審議いたします。

福田絹江議長 ここで、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、30番 佐藤修一委員の退席を求めます。  
( 佐藤修一委員退席 午後3時45分 )

福田絹江議長 それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。

福田絹江議長 ( 「なし。」の声あり。 )  
それでは質疑を終結し、採決いたします。  
議案第65号の11番、12番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
( 全員挙手 )

福田 絹江 議長 挙手全員であります。  
よって、議案第65号の11番、12番については、原案のとおり決定することに決しました。

福田 絹江 議長 佐藤修一委員の着席を許可いたします。  
( 佐藤修一委員着席 午後3時46分 )

福田 絹江 議長 次に、議案第65号の11番、12番以外の案件について、審議いたします。  
ご質問等ございましたらお受けいたします。  
( 「なし」の声あり )

福田 絹江 議長 挙手全員であります。  
よって、議案第65号の11番、12番以外の案件は、原案のとおり決定することに決しました。

福田 絹江 議長 以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。  
ありがとうございました。  
これをもちまして、令和5年9月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後3時47分